

六本松を中心とした
地域情報誌
毎月25日ぐらいに発行
＜編集・発行＞
㈱ジャパン・スマイルか
TEL 761-8800
FAX 752-2620



“福岡ホスピスの会”はここです！

福岡市中央区六本松4丁目「ジャパン・パル501号室」に3月より事務所を移転。
「福岡ホスピスの会」会長の柴田須磨子さんを訪問しました。
この会は平成9年に発足。今年で15年目になります。緩和ケアについてメディアでも取り上げられるようになり、多くの方に「知っていただけるようになりました。」

◎「福岡ホスピスの会」は・・・

まず、ホスピスについて年間6回の勉強会を開いています。ホスピスボランティアを希望される方は別の研修を受けなければなりません。研修後は緩和ケア病棟や在宅の方の所へボランティアとして活動していただきます。



◎ホスピスボランティアは・・・

主な仕事はご病気の方の心からの言葉を聞くこと。また、話し相手になること。治療困難な病気で緩和ケア病棟や在宅で闘病中の方との小さなふれあいの中で支えになれることを願う活動だろうと思います。

◎ホスピスボランティアの喜びは・・・

闘病中の方々の傍に寄り添わせて頂きながら、お互いの心を通わせあい、人生の終わりに「ありがとう」の言葉を残していただくお手伝いができた時、最高の喜びです。

◎会員数は・・・

福岡の会員は100人程おられます。そのうち50人位はホスピスボランティアとしての活動にも参加いただいております。福岡の緩和ケア病棟の数は東京に次いで2位です。

「福岡ホスピスの会」から皆様へお知らせ！！

来る 7月28日(土) 14:00 (13:30開場) 公開講座を開催

テーマ：「たいせつなもの！」

講師：現ノートルダム清心学園理事長 渡辺和子先生

場所：カトリック大名町教会 (西鉄グランドホテル前)

参加費：当日¥1,500/前売り¥1,000

連絡先：092-791-7532 福岡ホスピスの会まで

また 会員・ボランティア募集中!!!
※年会費は¥3,000です。
勉強会は会員¥500、一般¥1,000円です。

お問い合わせをお待ちしています。



| ☆ ☆ 5月の催し ☆ ☆ | | | | |
|---------------------------------|---|----|---|----------|
| 日時 | 催事内容 | 料金 | お問い合わせ | TEL |
| 5/5 (土・祝) | ☆こどもまつり☆ ○クイズラリー ○実験・工作・体験コーナー ○サイエンス・ショー& 消防音楽隊ふれあいコンサート ○フナタリウム 星のフロムナード ※催し物の内容・時間などは変わることがあります。 | 無料 | 少年科学文化会館 | 771-8861 |
| 5/12 (土) | ☆メダカの学校☆ 観察や実験などで メダカにくわしくなろう！ ★宇宙アサガオ・宇宙メダカを無料配布 します！（各20家族程度。希望多数の 場合は抽選） | | 会場：1階 学習室 時間：13:00～15:00 対象：幼児（保護者同伴必要）、小・中学生 ※小学3年生以上に対応した内容です。 | |
| 5/13 (日) | ～水の方で進むポート～ 「サイフォンポートを作ろう!!」 会場/多目的ホール ①10:00②11:30③14:00④15:30 (各回 約60分) 定員/各回30名 ※9:30から午前の部(①・②)、13:30から 午後の部(③・④)の整理券を配ります(先着順)。 | 無料 | 九州エネルギー館 | 522-2333 |
| 5/20 (日) | 「おもしろサイエンス」 会場/多目的ホール ①10:00～12:00②13:00～16:30 (※16:00受付終了) 工作…CDホパークラフト 実験…スポーツドリンク電池 他 | 無料 | 九州エネルギー館 | 522-2333 |
| 5/27 (日) | ～テバツ博士の～ 「サイエンスマジックショー」 会場/エネルギーホール ①11:00 ②14:00(各回約30分) 定員/各回230名 ※各回1時間前に整理券を配ります。 | 無料 | 九州エネルギー館 | 522-2333 |
| 5/8 (火) ～ 5/13 (日) | 「私の帽子展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～18:00 | 無料 | NHKギャラリー | 724-7001 |
| 5/15 (火) ～ 5/20 (日) | 「第14回 世界の帆船模型展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～18:00 | 無料 | NHKギャラリー | 724-7001 |
| 5/22 (火) ～ 5/27 (日) | 「第17回 日本原色押花合同展 ～花・命の賛美 西日本地区展～」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～18:00 | 無料 | NHKギャラリー | 724-7001 |

分譲賃貸マンション
ニューライフ大濠 4F

- ◆間取り.....1LDK (40㎡)
- ◆所在地.....中央区大手門3丁目
- ◆賃料.....65,000円
- ◆敷金.....1ヶ月
- ◆礼金.....2ヶ月
- ◆交通.....地下鉄大濠公園駅徒歩5分



南東角部屋広々40㎡!
大濠公園近く!

分譲賃貸マンション
オリентハイツ西公園 6F

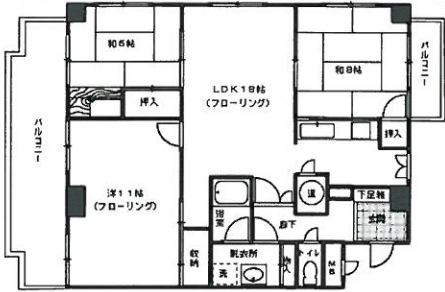
- ◆間取り.....3LDK (69.85㎡)
- ◆所在地.....中央区荒戸3丁目
- ◆賃料.....90,000円
- ◆敷金.....4ヶ月
- ◆交通.....地下鉄大濠公園駅徒歩8分



南西角部屋!
2面バルコニー&3面採光!
大濠公園&西公園近く!
当仁小学校・当仁中学校区!

分譲賃貸マンション
エバーライフ桜坂 7F

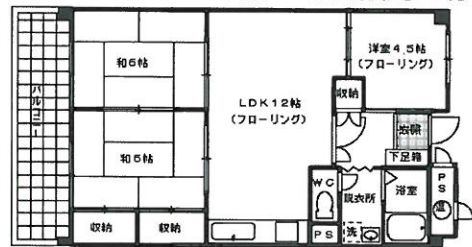
- ◆間取り.....3LDK (94.20㎡)
- ◆所在地.....中央区桜坂3丁目
- ◆賃料.....95,000円
- ◆敷金.....1ヶ月
- ◆礼金.....3ヶ月
- ◆交通.....地下鉄桜坂駅徒歩5分



敷地内駐車場 10,000円!

分譲賃貸マンション
ふよう笹丘ハイツ 4F

- ◆間取り.....3LDK (62.92㎡)
- ◆所在地.....中央区笹丘1丁目
- ◆賃料.....75,000円
- ◆敷金.....1ヶ月
- ◆礼金.....2ヶ月
- ◆交通.....西鉄バス田島駅徒歩1分



敷地内駐車場 5,000円!
笹丘小・友泉中学校区!

上記物件のお問い合わせは 広告有効期限 H24/5月末 媒介

(社)福岡県宅建取引業協会 福岡県知事免許(8)8407号
地域密着型不動産業ジャパンでスマイル!

(株) ジャパン・スマイルか

中央区六本松4丁目9-4 TEL (092) 761-8800

Eメール iruka-japan@par.odn.ne.jp ホームページ http://www.iruka-japan.com



～省エネ改修工事をした場合の2つの控除～

省エネ改修工事をした場合に税額控除と所得控除とがあります。詳細は後で述べますが、税額控除(住宅特定改修特別税額控除)は所得控除のように住宅ローンの残債の必要はありません。ただし、適用期間が平成24年12月31日までとなっています。一方、所得控除(特定増改築等住宅借入金等特別控除)は障害や介護の認定の必要はありませんが借入金の残債が必要です。適用期間は平成25年12月31日までとなっています。

☆省エネ改修工事をした場合(住宅特定改修特別税額控除)¹

1.概要 平成24年12月31日までに自己が所有する住宅について一定の条件を満たす一般断熱改修工事で、工事金の額が最高200万円(太陽光発電設備設置工事が含まれる場合は最高300万円)に工事金(国、自治体からの補助がある場合は、その補助金の額を控除後の額)の10%が所得税額から控除されます。なお、住宅借入金特別控除また特定増改築等住宅借入金等特別控除とのダブル適用はありません。

2.適用要件 次の(1)～(5)のすべてを満たした工事であること。

- (1) 自己が所有する家屋²について省エネ改修工事を平成24年12月31日までにを行い、さらに6ヶ月以内に自己の居住の用に供していること。
- (2) この税額控除を受ける年分の合計所得金額が3,000万円以下であること。
- (3) 次に掲げる省エネ改修工事であること。
 - ① すべての居室の窓全部改修工事、またはその工事と併せて行う床・天井・壁の断熱工事でその改修部位の省エネ性能が平成11年基準以上となる工事。
 - ② 上記の工事と併せて当該家屋と一体となって効果がある一定の太陽光発電装置など設備の設置や取替工事。
- (4) 一般省エネ改修工事費用の額が30万円を超えるものであること。
- (5) 工事後の床面積が50平方メートル以上であり、床面積の1/2以上の部分が、専ら自己の居住用に供すること。



☆借入金を利用して省エネ改修工事をした場合(特定増改築等住宅借入金等特別控除)³

1.概要 居住者が住宅ローン等を利用して、自己が所有している居住用家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事を含む増改築工事をし、一定の要件を満たした場合において、その増改築に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基に計算した金額を居住の用に供した年分以後の隔年分の所得控除するものです。なお、この特定増改築等住宅借入金等特別控除は選択制ですので、この適用を受けた場合も受けなかった場合も選択替えが出来ませんので改修後の居住開始年度の確定申告漏れがないように注意しましょう。

2.適用要件 次の(1)～(7)のすべてを満たした工事であること。

- (1) 自己が所有する家屋について省エネ改修工事を平成24年12月31日までにを行い、さらに自己の居住の用に供していること。
- (2) この税額控除を受ける年分の所得要件は住宅特定改修特別税額控除の要件に同じ。
- (3) 省エネ改修工事を行う者の要件は住宅特定改修特別税額控除の要件に同じ。
- (4) 工事内容の要件については住宅特定改修特別税額控除の要件に同じ。
- (5) 省エネ改修工事の費用の額が30万円を超えるものであること。
- (6) 5年以上にわたって分割返済する方法になっている借入債務があること。この場合金融機関等からの借入であり、勤務先からの借入について1%未満の利子による借入金は、この特別控除の対象とはならない。
- (7) 居住の用に供した年とその前後2年間の合計5年間に居住用財産を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例などを受けていないこと。

1.税額控除について平成21年4月1日から適用。対象になる人は還付を受けられる。

2.自己が所有する建物が対象。父や妻などの建物は対象外。

3.省エネ住宅ローン特別控除は平成19年4月1日から適用。対象になる人は還付を受けられる。

賃
貸
物
件
・
売
買
物
件
募
集
中
!!